

○越谷市グループホーム家賃等助成金交付要綱

平成25年3月29日

告示第115号

改正 平成26年8月28日告示第233号

平成28年12月19日要綱第525号

(趣旨)

第1条 この要綱は、グループホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設をいう。以下同じ。）において当該施設の入居に要する費用について支払いが困難な者を受け入れ、当該者が支払うべき費用について負担している事業者（以下「事業者」という。）に対し越谷市グループホーム家賃等助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象事業者)

第2条 助成金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) グループホームにおいて、次のいずれにも該当する者を受け入れていること。

ア 介護保険法の規定により要介護又は要支援2の認定を受けている者

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者

ウ 越谷市の介護保険被保険者である者

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当する者（以下「対象保護受給者」という。）がグループホームに支払うべき費用（入居契約書により支払うべきとされた1月あたりの費用をいい、入居一時金を除く。以下同じ。）の額が対象保護受給者以外の入居者が支払うべき1月あたりの費用の額と比較して、同額又は低額であること。

(3) 対象保護受給者がグループホームに支払うべき家賃、食材料費、光熱水費等（以下「家賃等」という。）のうち支払うことができない費用を負担していること。

（助成対象経費等）

第3条 助成の対象となる経費は、対象保護受給者がグループホームに支払うべき費用のうち、事業者が実際に負担している家賃等に係る費用とする。

2 助成金の額は、前項の経費の額とする。ただし、30,000円を超えることはできない。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合における助成金の額は、第1項の経費の額を日割りによって計算した額（同項の経費の額が日割りによって計算した額であるときは、その額）とする。ただし、30,000円を日割りによって計算した額を超えることはできない。

(1) 月の途中において対象保護受給者が入居し、又は退去した場合

(2) 月の途中において新たに対象保護受給者となった者又は対象保護受給者でなくなった者を受け入れている場合

（申請書の様式等）

第4条 規則第5条第1項の申請は、越谷市グループホーム家賃等助成金交付申請書（第1号様式）によるものとし、前月の経費について毎月15日までに市長に提出しなければならない。ただし、3月分の経費については、3月31日までに提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

3 規則第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

(交付決定等)

第5条 市長は、規則第9条の規定により助成金の交付を決定し、規則第16条第1項の規定により助成金の額を確定したときは、越谷市グループホーム家賃等助成金交付決定兼額確定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 市長は、助成金の不交付の決定をしたときは、越谷市グループホーム家賃等助成金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(請求)

第6条 前条第1項の通知書を受けた者(以下「助成金交付決定者」という。)は、越谷市グループホーム家賃等助成金請求書(第4号様式)により市長に請求するものとする。

(状況報告等)

第7条 助成金交付決定者は、市長の要求があったときは、助成金の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(書類の整備等)

第8条 助成金交付決定者は、助成事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿関係書類を整備し、当該助成金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第233号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1号様式別紙の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年要綱第525号）

この告示は、公布の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

越谷市グループホーム家賃等助成金交付申請書

年 月 日

越谷市長 宛

申請者 事業者名
代表者 印
所在地
電 話

年 月分越谷市グループホーム家賃等助成金の交付を受けたいので、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 グループホームの名称 _____
- 2 交 付 申 請 額 金 _____ 円
- 3 交 付 申 請 額 内 訳 書 別紙のとおり
- 4 添 付 書 類 入居契約書、実費負担に係る領収書等

別紙

交付申請額内訳書 (年 月分)

グループホームの名称:

(定員: 人)

	被保険者番号 入居者氏名		入居期間	費用 入居者が支払うべき 家賃等の額 (A)	収入 保護費等の額 (B)	実負担額 A - B (C)	上限額 (D)	助成額 CとDを比較 して少ない額
			月 日 ? 月 日	円	円	円	円	円
1			月 日 ? 月 日					
2			月 日 ? 月 日					
3			月 日 ? 月 日					
4			月 日 ? 月 日					
5			月 日 ? 月 日					
6			月 日 ? 月 日					
7			月 日 ? 月 日					
交付申請額 (助成額の合計)								

※ 入居者が支払うべき家賃等の額は、入居契約書で定められた額及び施設入居者が共通して負担すべき実費負担の額の合計を記入してください（個人の趣味等に関するもの及び医療費、おむつ代その他の保護費等から別途支給されるものについては対象外となります。）。

当該費用の額の根拠となる書類（入居契約書の写し及び実費負担分に係る領収書の写し、内訳書等）を添付してください。なお、入居契約書については、助成金申請年度の初回の申請時に添付することとし、同年度内の申請であれば、2回目以降の添付を省略することができます。ただし、同年度内に入居契約の変更があり変更後の契約に基づき申請をする場合は、変更後の契約書の写しを添付して下さい。

第2号様式（第5条関係）

越谷市グループホーム家賃等助成金交付決定兼額確定通知書

第 号
年 月 日

様

越谷市長 印

年 月 日付で申請のありました 年 月分越谷市グループホーム家賃等助成金について、下記のとおり交付を決定し額を確定しましたので、越谷市グループホーム家賃等助成金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付方法 指定口座への振込

第3号様式（第5条関係）

越谷市グループホーム家賃等助成金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

越谷市長 印

年 月 日付で申請のありました 年 月分越谷市グループホーム家賃等助成金について、下記の理由により不交付としましたので、越谷市グループホーム家賃等助成金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

不交付決定理由

第4号様式（第6条関係）

越谷市グループホーム家賃等助成金請求書

年 月 日

越谷市長 宛

請求者 事業者名
代表者 印
所在地
電話

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知を受けた 年 月分越谷市グループホーム家賃等助成金について、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第18条第2項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先 金融機関名 _____ 本・支店
口座種別 普通 ・ 当座
口座番号 _____
フリガナ _____
口座名義人 _____

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 3 号様式（第 5 条関係）

第 4 号様式（第 6 条関係）